

令和 7 年 第 7 回大崎市教育委員会定例会会議録

1	招 集 期 日	令和7年7月24日（木）	開会 午後2時45分	閉会 午後3時16分	
2	招 集 場 所	本庁舎 306会議室			
3	出席委員等	教育長	熊野 充利	教育長職務代理者	青沼 陽一
		委 員	佐 藤 寛	委 員	堀 智恵子
		委 員	早坂 正年	委 員	伊藤 亜希
4	欠 席 委 員	なし			
5	傍 聴 者	なし			
6	事務局職員 出席者	教育部長	伊藤 文子	教育部参事	菅原 栄治
		参事兼教育総務課長兼 室長	平地 久悦	学校教育課長	新堀 秀一
		参事兼生涯学習課長兼 室長兼館長	中川 早苗	文化財課課長補佐	大 谷 基
		参事兼 地域交流センター長	早坂 浩治	図書館館長	横山 一也
		学校教育課 副参事	千葉 弘昭	図書館副参事	橋本 知子
7	書 記	教育総務課 課長補佐	菊池 勝行	教育総務課 主幹兼係長	本間 陽子
8	議 事	議 事 議案第26号 人事案件について 議案第27号 大崎市教育委員会に属する県費負担教職員の部分休業に関する 規則の一部を改正 する規則 議案第28号 大崎市学校部活動地域移行推進協議会委員の委嘱について 報告事項 （1）教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について （2）教科書採択結果について			

1 開会	教 育 長	ただいまから令和 7 年 第 7 回大崎市教育委員会定例会を開催いたします。 出席委員定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。これより会議を開きます。
2 会 議 録 承 認	教 育 長	はじめに、令和 7 年 第 6 回定例会会議録の承認を求めます。 内容について、ご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり) ご異議ないものと認め、会議録を承認いたします。
3 会 議 録 署 名 委 員 指 名	教 育 長	次に、本日の会議録署名委員を指名いたします。 伊藤委員、お願いいたします。
4 傍聴者	教 育 長	本日の教育委員会定例会への傍聴者については、おられないことを報告いたします。
5 教 育 長 報 告	教 育 長	続いて、私から教育長報告をさせていただきます。 梅雨も明けまして、今年も昨年以上の猛暑が続いております。 各幼稚園、各学校では、大きな事故もなく、夏休みに入りました。 この暑さの中、7 月 19 日から 23 日にかけて県中総体が行われました。バレーボール男子では古川中学校が、卓球女子団体では三本木中学校が、そして柔道団体では大崎柔道クラブがそれぞれ優勝しました。大変な偉業であります。ハンドボール女子で古川中学校が第 2 位、卓球男子では岩出山中学校が第 3 位となり東北大会へ出場を果たしました。また個人では、卓球、水泳、柔道、陸上、剣道など多くの生徒が東北大会へ出場することとなりました。 大崎市の子どもたちは、暑さを乗り越え、持てる力を十分に発揮し活躍しました。惜しくも敗れた子どもたちも、悔しさをバネに次のステージに挑戦することを期待しております。 次に、寄付採納について報告いたします。 本年度に入りましても、たくさんの善意によるご寄附をいただいております。 大崎市岩出山の株式会社リフレッシュかむろ様、東京都在住で在京田尻会の堀渕宜男様からは、それぞれ 100 万円のご寄附をいただきました。学校教育環境整備や大貫小学校への教育振興に活用させていただきます。 また、大崎市岩出山の小野寺商店様及び株式会社七十七銀行様からは、旧有備館へ 50 匹ほどの錦鯉を、さ

らには、小野寺商店様、岩出山にある小野寺設備工業様、古川にある洋服店のおしゃれな風ゆうび様の連名により、伊達政宗のレプリカ甲冑をご寄附いただきました。

その他にも学校用品購入のための浄財や、学校用備品として和太鼓や児童書など、たくさんのご寄附をいただいておりますことを報告させていただきます。皆様には、心より感謝を申し上げます。

次に、部活動の地域展開について報告します。

6月16日に宮城県古川工業高等学校と大崎市教育委員会との連携協力に関する覚書を締結しました。今後、相互に連携と協力を図り、休日における中学校部活動の地域展開の促進、並びに教育の充実と発展が期待されるところです。

次に、スポーツ振興事業について報告します。

6月22日に大崎市スポーツ推進員協議会主催によるノルディックウォーキング体験会 in 田尻を開催いたしました。

当日は市内外から33名の参加をいただき、沼部公民館から、さくらの湯のロマン館を経由する、約6kmを完歩しました。晴天の中、気温も上がりましたが、時折吹く風の心地よさを感じながら、充足した一日を過ごして頂きました。

次に、自主文化事業について報告します。

7月5日、6日に、祥雲閣において夏の特別イベント「七夕まつり」を開催いたしました。

当日は、市内外から両日合わせて100名を超える方々にご来館いただき、七夕飾りの作成や限定の呈茶を提供するなど、祥雲閣での七夕を堪能していただきました。

また、市民ギャラリーでは、7月2日から13日まで、所蔵作品展2025「緒絶の館に住まう動物たち」を開催いたしました。

この展覧会は年に一度、市民ギャラリーの所蔵作品340点の中からテーマを設けて作品を展示しており、今年は「動物」が登場する絵画や書など約30点を展示いたしました。

次に、姉妹都市交流事業について報告します。

7月13日に市民会館において「みんなの寄席」を開催いたしました。

当日は、姉妹都市である東京都台東区から3名の江戸芸人をお招きし、「江戸前の芸」を披露していただき、

		会場は笑いと感動に包まれておりました。 以上で教育等報告を終わります。 ただいまの教育長報告について、何かご質問はございませんか。 (なしの声) それでは質疑がないものと認め、教育長報告につきましては以上とさせていただきます。
6 議事	教 育 長	続きまして議事に入ります。 初めに、日程第 1 議案第 26 号「人事案件について」を議題といたします。
	青 沼 委 員	発議。
	教 育 長	発議がございましたので、認めます。
	青 沼 委 員	人事案件でありますので、教育委員会会議規則第 5 条第 1 項の規定により、議案第 26 号を秘密会とすることのお取り計らいをお願いいたします。
	教 育 長	お諮りいたします。 議案第 26 号を秘密会とすることにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
	教 育 長	ご異議なしと認め、議案第 26 号については秘密会といたします。 教育部長、教育部参事、参事兼教育総務課長、参事兼生涯学習課長、参事兼地域交流センター長を除き、そのほかの方々はご退室願います。
		(退出者入場後、再開)
	教 育 長	それでは、再開をいたします。 次に、日程第 2 議案第 27 号「大崎市教育委員会に属する県費負担教職員の部分休業に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。 学校教育課長、説明願います。
	学校教育課長	それでは議案第 27 号、「大崎市教育委員会に属する県費負担教職員の部分休業に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。 議案資料は 2 ページから 15 ページ、例規類制定概要書および関連資料は、資料の 3 ページから 6 ページを

		ご覧ください。 このたび、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、令和7年10月1日から施行されることに伴い、部分休業、育児のために勤務しないことを認める制度について、制度改正するものでございます。また、本則および様式中の文言について、所要の改正を行うものでございます。 これまでの制度と比べ、いつでも部分休業がとれる内容となっております。 なお、施行期日については、令和7年10月1日となりますが、経過措置としまして、施行日前においても、施行日以降の部分休業の請求等の手続きができるよう、様式を追加していることを申し添えます。以上、議案第27号の議案提案説明といたします。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。
	教 育 長	ただいまの説明につきまして、質疑はございませんか。
	青 沼 委 員	例えば学校現場で、「今日、2時間の育児休暇を申請したい」となったとして、その間の抜けた部分を誰が補充するかという事で、学校内で混乱が生じるのではないかと思います。子どもたちは常に学校に居ますので、例えば担任以外の授業にあたっていない教諭とか、主任教諭、小さな学校であれば教頭先生、校長も対応できるように配慮することがとても大事になってきます。年次休暇についても、体調不良などで突然休む場合もありますし、学校は日々そのように何かの時に対応できるようにしておかなければならない。教育委員会としても、フォローなどの対応について考える事が必要になってくると思うし、市民の皆さんにもこの状況を知っていて欲しいと教育経験者として思います。 そう簡単ではないという事です。この場にも教育経験者の方は何人かいらっしゃいますけど、働き方改革としては良い部分があるのですが、内部ではその分、混乱する可能性がありますので、教育委員会としてのフォローをどのようにするかというところが一番と感じています。これは意見といいますか、お願いも含めて申し上げさせていただきます。 また、市民の方にこの仕組みを理解していただくことで、育児休暇を取りやすくなることに繋がると思いますので、皆さんに理解していただくことも大事だと

		思います。以上です。
教 育 長		はい。意見として、伺っておきます。 他にございませんか。
早 坂 委 員		私の見た印象としては、とてもポジティブな受け方をしました。旧制度だと、最初と最後の2時間しか部分休が取れなかった。そのため昼時の1時から3時に休みたいという時に、1日休まなければならないという選択しか無かったのですが、昼時だけでも育休を取れるようになるということで、より教育現場としては柔軟性が取れるようになったのではという印象を受けました。 民間企業も育休に関しては進んでいると思います。ただ民間企業でも中小から大企業までありますので、なかなかその理解というのは一定ではないと思いますが、先ほど青沼先生からもお話があった通り、先生方が民間企業に比べて、産休や育休が取りづらい職種であって、配慮が特に必要なのではないかなと思います。 教育というのはとても重い責任がありますので、現場のケアと、先生方が育休を取りやすくなる様なケアも両軸でやっていかなければならないと感じました。 民間企業や教育現場に限らず、子育てというのはとても大変です。自分の子どもだけではなく、地域や社会で育てていくという意識を持つということは社会全体の課題です。周りが協力しあって、先生方が育休を取りやすい仕組みになっていければ良いなと思いました。
教 育 長		ありがとうございました。他にございませんか。
伊 藤 委 員		確認ですが、改正後の第1号は、1年のうち、何時間までという制限はあるのでしょうか。
学校教育課長		1年のうち何時間というのではなく、1日で2時間を継続して取得していく形になります。
伊 藤 委 員		最初、毎年度にどちらかを選択したら、1年はその方法で取得する事になるのですか。
学校教育課長		はい。年度で申請することになります。

	伊藤委員	第1号と第2号の二つに分かれた意味についてですが、それぞれのどこで良さが出るのでしょうか。
	学校教育課長	こちらはあくまでも選択という形なので、その方の生活スタイルや育児のスタイルによって取りやすいように、この二つの方法が用意されたということであり、また第2号については年度で最大77時間30分という規制はありますので、どのようにするかはその方の選択という形になるかと思います。
	教 育 長	育休を取る側からすると取りやすくなるように改正したということですね。
	堀委員	この第1号の、1日に30分の育休を4回に分けて取る図なのですが、子育てをしていく上でどの様な時にこの取り方が必要になるのでしょうか。
	学校教育課長	あくまでも例という形で、この様な取り方もできますということです。最大2時間という中で、例えば1時間ずつ申請することもできますし、30分ずつに分けることも出来ます。
	教 育 長	他にございませんか。
		(なしの声)
	教 育 長	質疑がなければ、本案についてご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
	教 育 長	次に、日程第3 議案第28号「大崎市学校部活動地域移行推進協議会委員の委嘱について」を議題といたします。 生涯学習課長、説明願います。
	生涯学習課長	議案第28号、大崎市学校部活動地域移行推進協議会委員の委嘱についてご説明申し上げます。議案書の16ページになります。 当該、協議会委員につきましては、令和5年10月24日から令和7年9月30日までの任期により、現在19名の方々に委嘱をさせていただいております。 このたび、推薦母体の大崎市体育協会田尻支部および大崎市中学校体育連盟、大崎市PTA連合会から選出いただいております委員に変更が生じたとの報告がございましたので、それぞれの推薦母体から新たに後

	教 育 長	任の委員として推薦があった3名の方に対し、令和7年8月5日開催の「令和7年度第1回大崎市学校部活動地域移行推進協議会」におきまして、委員の委嘱をするものでございます。なお任期につきましては、大崎市学校部活動地域移行推進協議会設置規則第3条第3項の規定により、令和7年8月5日から令和7年9月30日までの前任者の残任期間となります。 ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。
	教 育 長	ただいまの説明につきまして、質疑はございませんか。 (なしの声) 質疑がなければ、本案についてご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
7 報告事項	教 育 長	次に、報告事項に入ります。 はじめに、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」の報告をお願いします。 教育総務課長、報告をお願いいたします。
	教育総務課長	それでは本件の報告につきまして、私と担当の菊池からあわせてご説明させていただきます。お配りしております資料をご覧ください。昨年度より実施しております点検・評価につきましては、今年も令和6年度の17事業を対象に行う予定でございます。評価委員の調整そして事務の概要がまとまりましたので、詳細につきましては担当の菊池から資料に基づいてご説明させていただきます。
	教育総務課課長補佐	それでは引き続きご説明を申し上げます。6月20日の協議会において概要をお伝えしておりましたが、一部調整中のところがございましたので、本日改めて実施内容、日程等についてご報告をさせていただきます。 資料1枚目および2枚目をご参照ください。「点検・評価制度の概要」についての部分です。前回からの変更点を抜粋してご説明させていただきます。「3 点検評価の方法」に関しては、7月5日に事業担当課に調査票の作成と事務評価について依頼をしております。 「4 学識経験者の知見の活用」に関しましては、前回ご紹介いたしました、資料に記載の4名の評価委員にお願いしております。 「6 点検・評価のスケジュール」に関してですが、

		7月31日に評価委員への委嘱状交付および対象事業の説明会を実施したいと予定しているところです。その後、評価委員の皆様には8月20日まで評価票の提出をお願いし、内容を取りまとめた後、8月26日に再度評価委員の参集により最終確認を行い、整理した内容を8月28日の教育委員会定例会へお諮りする予定としております。 その後、9月2日の総務常任委員会を経て9月議会への報告と、ウェブサイトを通じた公表を進めてまいりたいと思います。この間、教育委員の皆様にも随時情報を提供してまいりますので、よろしくお願いいたします。 3枚目の資料の方に、評価対象の事業、担当委員を記載しておりますのでご参照いただければと思います。 なお、この点検・評価実施に際しまして、教育委員の皆様からのご助言をいただいているところですが、今回、外部委員より評価をいただくことを主眼として実施して参りたいと考えております。 教育委員の皆様からは、外部委員からの評価をもとに、引き続きご指導ご助言をいただければと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。以上です。
	教 育 長	ただいまの報告につきまして、何かお聞きしたいことがあればお出し願います。 (なしの声)
	教 育 長	よろしいでしょうか。それでは計画に従いまして、進めてまいりたいと思います。
	教 育 長	次に、「教科書採択結果について」についての報告をお願いします。 学校教育課長、報告をお願いいたします。
	学校教育課長	それでは私から、令和8年度使用教科用図書の採択決定についてご報告申し上げます。 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書、いわゆる一般図書についてでございますが、先の大崎市教育委員会臨時会でご承認いただいた希望の通り、7月17日の「第3回北部地区教科用図書採択協議会」において採択決定がなされたことをご報告申し上げます。 なお今後、この採択結果につきましては、大崎市、栗原市、涌谷町、美里町、加美町、色麻町が7月31日午

	教 育 長	前 8 時 30 分以降の日程で公表することとなっております。 以上、令和 8 年度使用教科用図書の採択決定についての報告でございます。
	教 育 長	ただいまの報告につきまして、何かお聞きしたいことがあればお出し願います。 (なしの声)
	教 育 長	ないようですので、この件につきましては、以上とさせていただきます。
	教 育 長	本日の議事案件については以上となりますが、委員の皆さんから、ほかに何かございますか。 (なしの声)
8 閉会	教 育 長	ないようですので、以上で本日の教育委員会定例会を終了いたします。

この会議録の作成者は次のとおりである。

教育総務課 総務担当 主幹兼係長 本間 陽子

上記記録の正確なることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

教 育 長

署名委員